

議員提出第 2 号議案

沖縄の民意を尊重して辺野古新基地建設に向けた作業の中止を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年6月22日

| | | | |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 府中市議会議員 | 田村 | 智恵美 |
| 賛成者 | 〃 | 西埜 | 真美 |
| | 〃 | 稲津 | 憲護 |
| | 〃 | 赤野 | 秀二 |

沖縄の民意を尊重して辺野古新基地建設に向けた作業の中止を求める意見書

名護市民を初めとする沖縄県民は、昨年実施された市長選挙と議員選挙及び県知事選挙と衆議院選挙で、辺野古への新基地建設に反対する主権者としての民意を明らかにした。

翁長沖縄県知事は、平成 27 年 4 月 5 日には菅官房長官と、平成 27 年 4 月 17 日には首相と面談した。しかし会談の内容は、県の声に国が耳を傾けるものとは言えず、「日米首脳会談を直前にした米国向けのアリバイづくりでしかない。」とマスコミも報道した。

また平成 27 年 3 月 23 日に翁長知事は辺野古新基地建設の海底作業を一時中止することを求めたが、沖縄防衛局は工事を継続し、許可区域外の貴重なさんご礁を損傷した。このため翁長知事は海底作業の停止を指示したが、これを不服とする沖縄防衛局は、行政不服審査を申し立てるという異例の対抗処置をとった。また海上保安庁は、基地建設に反対する多くの市民を強制排除し、憲法が保障する集会・言論の自由を制限して、工事は継続されている。

翁長知事は、日米首脳会談においてオバマ大統領に沖縄の意思を伝達するよう首相に強く要望した。しかし平成 27 年 4 月 28 日の首脳会談では、大統領が「海兵隊のグアム移転」に言及したにもかかわらず、首相はグアム移転には触れず、逆に翁長知事が反対でも辺野古新基地建設を推進していく考えを強調した。

地方自治体を国の都合で一方向的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものであり、地方の同意なしには、国の発展も国民の幸福もあり得ない。

国家の政策と自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する首長との真摯な話合いを通じて、住民意思と国家政策の間の溝を埋めることに努めていただきたいと考える。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 日本国憲法が保障する地方自治に基づき、沖縄の民意を尊重して辺野古新基地建設に向けた作業の中止を求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 22 日

議 長 名

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、防衛大臣、財務大臣、
総務大臣